

「適正な電力取引についての指針」の改定について

平成21年3月31日
公正取引委員会
経済産業省

1 公正取引委員会と経済産業省は、平成11年12月、電力市場において、公正かつ有効な競争の観点から独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を記した「適正な電力取引についての指針」を作成し、その後、法運用事例等を踏まえ、これまで3回にわたり同指針の改定を行いました。

今般、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において取りまとめられた第4次電気事業制度改革の検討結果（平成20年3月「基本答申」、同年7月「詳細制度答申」）において、電力市場の競争環境整備を図る観点から提言された内容を踏まえ、同分科会適正取引ワーキンググループにおける審議を経て、共同して本指針の改定を行い、本日、これを公表することとしました（改定指針、改定内容及び新旧対照表については別添、別紙1及び別紙2を参照下さい。）。

2 今回の改定に当たっては、本年2月24日、改定案を公表し、関係各方面から広く意見を募集しました（改定案に対して提出された意見とこれに対する考え方については別紙3を参照下さい。）。

3 今後とも、電力市場において公正かつ有効な競争を確保するため、公正取引委員会としては、独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対応していくとともに、その未然防止に努めていき、経済産業省としては、引き続き、電気事業法上問題となる行為に対して、適切かつ迅速に対応するとともに、電力市場の競争環境整備に努めていきます。

また、電力市場における公正かつ有効な競争が着実に進んでいくよう状況を注視していくとともに、競争環境の変化等を踏まえ、必要に応じて、本指針を適宜、適切に見直すこととします。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

電話 03-3501-1748（直通）

ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp>